



4月1日から 情報公開制度・個人情報保護制度が スタートします

公開します市政情報 保護します個人情報

情報公開制度とは

市では、今まで、広報を発行したり、図書館などで市政資料を閲覧していただいたり、市民の皆さんに情報を提供してきました。しかし、これらは、市の裁量で提供する情報であったり、法令で義務づけられているものであつたり、どちらかというと市からの一方通行的な情報提供でした。そこで、市政の主体である市民からの請求に基づき、情報を公開する制度が必要となりました。

情報公開制度とは、「市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利」を保障し、市政に関する情報を公開する義務を負う」ことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくための制度です。

■公開を実施する機関は

市長、教育委員会、選舉管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の各機関（実施機関）です。

■公開を請求できる方は

- 市内に勤務する方
- 市内に通学する方
- 実施機関が行う事務事業に利害関係がある方
- 市内に住んでいる方
- 市内に事務所・事業所がある法人など

■公開を請求できる情報は

- 職員が作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープなどで、実施機関が管理しているものです。
- 個人情報が漏れたり失われたかわる情報を扱っています。そして、情報処理技術の進展に伴って、大量かつ広範囲の情報が生活に密着した仕事をしていることから、たくさんの個人にかかる情報が扱っています。そのため、情報の漏洩や失敗を防ぐために、最新の状態に保ちます。

個人情報保護制度とは

原則としてすべて公開の対象とされていますが、中には公開できない次のような情報もあります。

○法令などで公開できないとされるもの

○個人に関する情報で、特定の個人が識別できるもの

○法人などに関する情報で、公開すると明らかに法人などに不利益を与えるおそれのあるもの

○市政に関する情報で、公開すると市政の運営が著しく妨げられるもの

○市政に関する情報で、公開すると市政の運営を除いてその他の部分を公開できる場合もあります。

■救済制度

公開または非公開の決定不服がある人は、実施機関に対し不服の申立てができる。実施機関は、不服の申立てがあったときは、「福生市情報公開審査会」に諮詢し、その答申を得て、不服の申立てに対して決定します。

■福生市情報公開審査会

この審査会は、情報公開制度について専門的な知識をもつ学者などで構成し、市政情報の公開の決定または非公開の決定に対する不服の申立てについて慎重に審査し、実施機関にその結果を回答します。また、情報公開制度の運営に於ける問題を解決するための意見を述べることができます。

■個人情報を扱うときの制限は

市では、次のようないくつかの目的を達成する範囲内で取り扱います。

- 思想、信条、宗教、社会的差別の原因となる個人情報は、法令などの定めがある場合を除き取り扱いません。
- 個人情報を収集するときは、本人から直接収集することを原則とします。

■個人情報の適正管理

市では、市民の皆さんの日常生活に密着した仕事をしていることから、たくさんの個人にかかる情報が扱っています。そして、情報処理技術の進展に伴って、大量かつ広範囲の情報がたやすく処理できるようになります。

○個人情報が漏れたり失われたりしないように安全に管理し

て、その内容を正確かつ最新の状態に保ちます。

○事務の目的を達成したため

た反面、その取扱いに適性を欠いて皆さんのプライバシーが侵害されてしまうことがあります。

○法令などに定めがあるとき

○個人の評価、診断、判断、選考などに関する自己情報

示するとその方の権利や利益を侵害するおそれのあるものを侵害するおそれのあるもの

○実施機関が保有する特定の個人が識別されるまたは識別され得る情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープなどです。

■保護の対象情報は

実施機関が保有する特定の個人が識別されるまたは識別され得る情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープなどです。

■開示・訂正の請求は

○コンピューターにより個人情報を取り扱う事務事業では、公益上または市民の福祉増進のため必要と認められる場合を除いて、他の団体などとのオンラインでの結合はしません。

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■救済制度

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■福生市個人情報保護審議会

この審議会は、個人情報保護制度について専門的な知識をもつ学者などで構成し、自己情報の開示をうけて自己情報の事実に誤り、記載漏れ不足以、市政の運営を困難にしたおそれのあるもの

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■請求の方法

○市政情報の公開、自己情報の開示などの請求や相談は、市役所2階「情報公開・個人情報保護コーナー」においてください。

○このコーナーには、市政情報の検索に必要な資料を備え付けてありますので、ご利用ください。

○請求には、所定の請求書を利用しています。また、電子化された請求書も利用できます。

○自己情報の開示・訂正の請求については、本人であることとを証明する書類と訂正内容が事実とあつていていることを証明する書類を提示してください。

■公開などの方法

○市政情報の公開または自己情報の開示は、お知らせした期日に原本を閲覧していただき

要となつた個人情報は、速やかに消去または廃棄します。ただし、次のような自己情報は、開示されないことがあります。

○法令などで開示することができないとされている自己情報

○個人の評価、診断、判断、選考などに関する自己情報

示するとその方の権利や利益を侵害するおそれのあるもの

○実施機関が保有する特定の個人が識別されるまたは識別され得る情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープなどです。

■福生市個人情報保護審議会

この審議会は、個人情報保護制度について専門的な知識をもつ学者などで構成し、自己情報の開示・訂正の決定または非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■制度を利用する場合の手続き

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■開示などの決定

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■請求の方法

○市政情報の公開、自己情報の開示などの請求や相談は、市役所2階「情報公開・個人情報保護コーナー」においてください。

○このコーナーには、市政情報の検索に必要な資料を備え付けてありますので、ご利用ください。

○請求には、所定の請求書を利用しています。また、電子化された請求書も利用できます。

■開示などの決定

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■請求の方法

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■開示などの決定

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

示を請求することができます。訂正の決定に不服がある人は、実施機関に對して不服の申立てができます。

○法令などで開示することができないとされている自己情報

○個人の評価、診断、判断、選考などに関する自己情報

示するとその方の権利や利益を侵害するおそれのあるもの

○実施機関が保有する特定の個人が識別されるまたは識別され得る情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープなどです。

■福生市個人情報保護審議会

この審議会は、個人情報保護制度について専門的な知識をもつ学者などで構成し、自己情報の開示・訂正の決定または非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■制度を利用する場合の手続き

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■開示などの決定

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■請求の方法

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■開示などの決定

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■請求の方法

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■開示などの決定

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

■請求の方法

○開示・訂正の決定、非開示・非開示・非訂正の決定に対する不服の申立てについて審議し、実施機関にその結果を回答します。

市政世論調査がまともになりました

日ごろの暮らしや市の仕事について市民の皆様の声を市政に反映させるため、昨年、市政世論調査を行いました。その結果のあらましをお知らせします。

定住意識

福生市への居住開始時期は、「昭和60年以降」の人が31%で最も多く「生まれたときから」の人は16%となっています。また、市に「ずっと住み続けたい」人が60%、「当分の間住みたい」26%と、定住意向が86%を占め前回調査より6ポイント増えています。

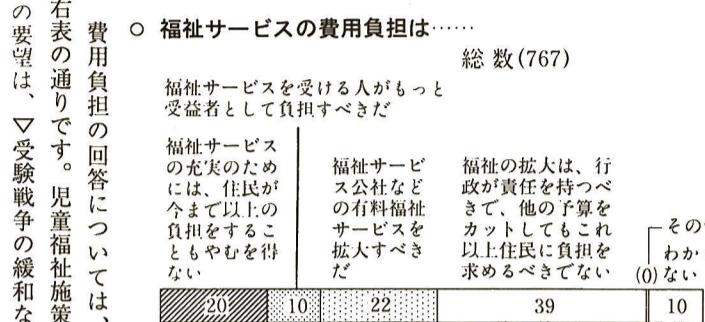
生活環境評価



○ 福生市は住みよい所か……

福生市の住みよさについては右表の通りでしたが、地域の環境についての回答では、「非常に満足」と「まあ満足」と答えた人が50%以上だったのは、▽住まいの日当たり、風通し、▽園や子供の遊び場、▽公休の処理状況、▽外出のときの交通の便、▽緑や空気などの自然環境でした。しかし30%程度だったのは、▽料品、日用品の買物の便、▽公園や子供の遊び場、▽公休の処理状況、▽通勤、通学や外出のときの交通の便、▽緑や空気などの自然環境でした。

○ 福祉サービスの費用負担は……



福生市の魅力

▽医療機関、▽スポーツ文化施設、▽近所付き合いなどでした。

「七夕まつり」を50%以上の人があげ20代の女性では70%を超えていました。次いで「多摩川沿いのサクラ並木」「横田基地」を30%程度の人があげ、以下「玉川上水」「多摩川」「中央図書館、郷土資料室」「ほたる祭り」などとなっています。

ボランティア活動

ボランティア活動の参加経験について「したことがある」15%、「したことがない」85%となっています。また、今後の参加意向では、「したいと思う」49%、「したいとは思わない」33%、「わからない」18%となっています。

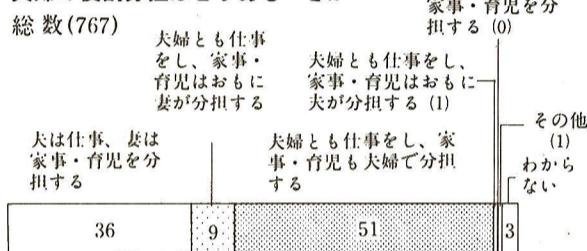
福祉政策への要望

障害者福祉施策への要望は、▽就労の促進、職業訓練の充実、▽専門職員の確保やボランティアの育成などが40%程度、害者向け住宅の整備、▽道路や諸施設など生活環境の改善整備が30%強となっています。



女性問題

○ 夫婦の役割分担はどうあるべきか……



夫婦の役割分担についての回答は上表の通りでしたが、女性が仕事を続けて行くうえで障害になるのは問い合わせには、▽出産育児と仕事の両立48%、▽家事との両立がむずかしい40%で、以下▽育児休業制度などの労働条件が整っていない、▽保育施設の数や保育内容が十分でない、▽男性に比べ賃金が低い、▽企業が結婚・出産した女性をきらう傾向がある、▽夫など家族の理解・協力が得にくいたなどとなっています。

そして、男女平等社会の実現にどんなことが重要かについては、▽社会的なしきたりや古くからの習慣を改めさせること、▽男性が認識を改めもっと自覚と責任意識をもつこと、▽男性も積極的に家事・育児に参加すること、▽男女平等教育を徹底すること、▽女性も職業をもち経済力をつけることなどを3割以上の人があげ、以下、▽女性が認識を改めもっと自覚と責任意識をもつこと、▽家事・育児などが社会的に十分評価されること、▽法律や制度の改正と行政施策を充実させることなどがあげられています。

ごみ減量とリサイクル

ごみ減量の方法としては、▽過剰な包装は断る、▽買い物の際に別して出す88%、▽買物の際

地域交流

ごみの出し方を守りきちんと分別して出す88%、▽買物の際は▽日ごろから協力しあい相手と話し合っているかについて

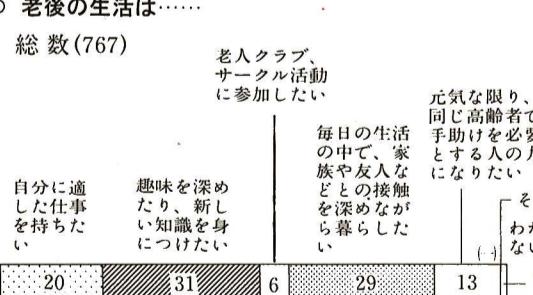
ごみ減量の方法としては、「資源の日」を知りませんでした。

集所にだしている」と答えた6%

%の人のうち半数が「資源の日」を知りませんでした。

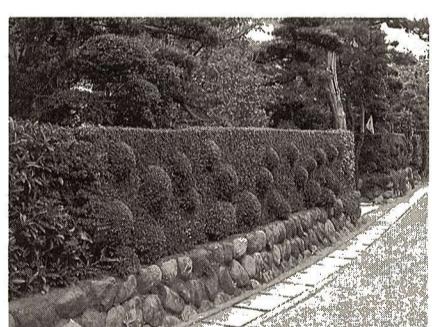
高齢化社会

○ 老後の生活は……



高齢期の生活に備え準備しておくこととして、▽収入・貯蓄などの確保、▽体力の増進や健康の保持、▽友人、仲間作り、▽趣味を持つ、▽住居の確保などとなっています。また、高齢者対策への要望上位として、▽老人ホームや病院つきの高齢者施設を充実する、▽お年寄りの在宅医療サービスの充実を図る、▽ホームヘルパーや保健婦などを増やす、▽世話をする家族に援助をはかる、▽年金受給額など年金制度を充実するなどがあげられています。

横田基地



横田基地が、「あつて当然である」5%、「あつてもやむを得ない」16%、「あつてもやむを得ないが、騒音対策や生活環境整備に力を入れるべき

施策への要望

今後、特に力を入れてほしいものとして、▽騒音などの公害対策49%、▽社会福祉対策事業(児童・高齢者・障害者)の推進28%、▽公営住宅などの住宅対策19%、▽ごみ減量や資源のリサイクル対策17%、▽樹木や緑地保全などの緑化対策16%、▽施設の整備15%となっています。

広報

「広報ふっさ」を▽くわしく読む28%、▽ざつと目をとおす42%、▽必要な所だけ読む18%などとなっています。

市役所の代表電話番号は



場所 公民館本館
内容 高齢社会の課題、高齢者
福祉及び団塊の世代の備え
講師 児玉好信氏（共立女子短
期大学助教授）ほか
■申込み 各講座いずれも2月
5日（日）から公民館本館へ。

鏡などのかんさつ用具、交通
費（大人480円・子供240
円）、昼食、おやつなど
申込み・問合せ 公民館白梅分
館へ。

おはなしのひろば
今月のおはなしは、人形劇で
「北風と太陽」です。
元気にあそぼう。

あそびの週間
※一人2名まで申し込めます。
◆任命◆
新任校職氏名 前任校職名
福生市立福生第五小学校教頭 五日市町立
小川 敏 増戸小学校教諭
◆他地区への異動者◆
新任校職氏名 前任校職名
奥多摩町立小河内小学校校長 福生市立
塚田 正高 福生第五小学校教頭

”を発表してください。
日時 3月11日（土）・12日（日）
午前9時～午後5時（12日は
午後4時まで）
募集対象 幼児から中学生まで
の個人及びグループ（社会教
育団体）
内容 ダンス、歌、演奏、劇な
どの展示。工作、習字、手芸
などの展示。（一人1点）
申込み 3月9日（木）まで

きつさ店をやりませんか
こどもけつさく展で「きつさ
店」をやってくれる子どもを募
集します。

日時 2月13日（月）
～17日（金）午後3時～4時30分
対象 小学生
申込み 2月8日（水）から田園会館
へ。
時～4時30分

電話問い合わせ 2月10日（金）・17日
（金）午後3時30分～4時30分
対象 小学生3年生～中学生
申込み 直接、田園会館へ。

指揮=沼尻竜典 ソプラノ=持木文子 アルト=小畠朱美 テノール=藤原章雄 バス=青戸 知 合唱団=福生「第九」市民合唱団 管弦楽=新星日本交響楽団 日時 3月26日（日）午後3時30分 場所 市民会館大ホール 入場料 2,500円 全席自由 好評発売中

ヤングカレッジ
写真講座
「自分の福生を
写してみよう」

「国際化を考える」
講座の準備会
日時 2月16日（木）午後7時
30分～9時

「現代日本の高齢社会」
講座
日時 2月21日（火）午前10時～
時～正午 以後毎週火曜日
全3回

ご利用ください
茶室「福庵」

日時 2月16日（木）～3月23
日 午後7時30分～9時 全
6回（予定）

対象 市内在住・在勤・在学の
青年男女
定員 先着20人
問合せ 公民館本館へ。

「現代日本の高齢社会」
講座
日時 2月19日（日）午前10時～
時30分・午後2時（2回上映）
場所 公民館視聴覚室
※入場無料
問合せ 公民館本館へ。

「福庵」は、風雅な雰囲気を持
つ純日本風の施設です。
茶道を始め、多目的にご活用
いただけますので、どうぞお気
軽にご利用ください。

また、「福庵」の備品として、
福生市れんげ園の製作による「数
茶わん」をお使いいただけるよう
になりました。地域の仲間が心
を込めて焼きあげた、素朴な味
わいのある作品です。
「福庵」をご利用の際は、ぜひ
この手作りの器でお茶をお楽し
みください。

木工作・カセット
ケースをつくろう
日時 2月15日（水）～22日（水）
全2回 午後2時30分～5時
対象 小学生
定員 15名
材料費 実費
申込み 2月4日（土）午後2時
時から田園会館へ。

第8回
ふつさこども
けつさく展
作品・参加者
募集中
申込み 2月11日（水）～17日（金）午後3時～4時30分
対象 小学生3年生～中学生
申込み 直接、田園会館へ。

電話問い合わせ 2月10日（金）・17日
（金）午後3時30分～4時30分
対象 小学生3年生～中学生
申込み 直接、田園会館へ。

第121回市民名画劇場



許されざる者
UNFORGIVEN

日時 2月21日（火）午前10時～
時～正午 以後毎週火曜日
全3回

白梅親子映画会
いのしきうりつ子の
ぼうけん 他2本
自然かんさつ会

日時 2月18日（土）午後2時
～3時
場所 白梅会館 ※入場無料
問合せ 公民館白梅分館へ。

「福庵」は、風雅な雰囲気を持
つ純日本風の施設です。
茶道を始め、多目的にご活用
いただけますので、どうぞお気
軽にご利用ください。

また、「福庵」の備品として、
福生市れんげ園の製作による「数
茶わん」をお使いいただけるよう
になりました。地域の仲間が心
を込めて焼きあげた、素朴な味
わいのある作品です。
「福庵」をご利用の際は、ぜひ
この手作りの器でお茶をお楽し
みください。

スボーツ指導員募集
福生市体育館
応募資格 保健体育科教諭免許
取得者（平成7年3月取得見
込み可）または社会体育専門
学校を終了した方
応募期間 平成7年7月1日～
平成8年3月31日
募集人員 若干名

選考日時・方法 2月18日（土）
午前10時～面接

応募方法 2月3日（金）～16

日（木）までに、市民体育館

または熊川体育館へ、本人が

直接、履歴書を持参してください

さい。

問合せ 市民体育館（☎ 52-1980）

教育委員会
だより

殺人、強盗とあらゆる悪事を
尽くしたマニーも今では家庭を
持ち、平和な日をすごしていた
が、家族のため、仕方なく今一
度銃を握ることに…。ここに、
マニーと町を牛耳る保安官との

協議事項
の徹底を図るべく、留意事項
を文書で通知した旨、報告さ
れました。

◎平成7年度教育予算要求の
概要が協議されました。

その主な事業は、第六小学校
校体育館の冷暖房装置の新
設、第一中学校の暖房機改良
事業、福生地域体育館（仮
称）の駐車場用地の買収、同
整備工事、市民会館のピアノ
事業、福生地元の買収、同
のいじめ問題について、各小
中学校長あてに指導の一層
催され、次のことについて、審
議されました。

●報告事項
○教育長報告として、児童生徒
のいじめ問題について、各小
中学校長あてに指導の一層
催され、次のことについて、審
議されました。

◎平成7年度教育予算要求の
概要が協議されました。

その主な事業は、第六小学校
校体育館の冷暖房装置の新
設、第一中学校の暖房機改良
事業、福生地元の買収、同
整備工事、市民会館のピアノ
事業、福生地元の買収、同
のいじめ問題について、各小
中学校長あてに指導の一層
催され、次のことについて、審
議されました。

●報告事項
○教育長報告として、児童生徒
のいじめ問題について、各小
中学校長あてに指導の一層
催され、次のことについて、審
議されました。

